ロ	施設基準
(1)	主として実施する医師に係る基準
	RT－PCR検査の経験を有すること。
(2)	保険医療機関に係る基準
①	医師自らがRT－PCR検査を実施できない場合には、RT－PCR検査の経験を有する臨床検査技師が配置されていること。
②	医療機器保守管理体制が整備されていること。
③	倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一～五十二	（略）
五十三	削除
五十四～八十	（略）

第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一～五十二	（略）
五十三	131Ｉ－ＭＩＢＧを用いた内照射療法　難治性褐色細胞腫（パラガングリオーマを含む。）
五十四～八十	（略）

○厚生労働省告示第三百六十七号

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項の規定に基づき、職業安定法施行規則第二十四条の六第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十九年厚生労働省告示第二百三十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年一月一日から適用する。

平成二十九年十二月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

改正後	改正前
2　職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。	2　職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。

名称	所在地
（略）	（略）
株式会社ウェルネット	東京都新宿区新宿二丁目五番十二号ＦＯＲＥＣＡＳＴ新宿ＡＶＥＮＵＥ二階

名称	所在地
（略）	（略）
（新設）	（新設）

○農林水産省告示第二千百六十一号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づき、平成三十年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜及び同年十月一日から平成三十一年九月三十日までに収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びに平成三十年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、告示する。

平成二十九年十二月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　てん菜に係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき七、〇〇〇円

二　さとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一六、四二〇円

三　でん粉の製造の用に供するばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一一、二〇〇円

四　でん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次の表の上欄に掲げる品種ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

品種	単価
アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、こなみずき、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ	一、〇〇〇キログラムにつき二六、〇〇〇円
その他の品種	一、〇〇〇キログラムにつき二三、四一〇円

（備考）

1　第一号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出された糖度（以下単に「糖度」という。）が一六・三度のてん菜について適用し、糖度が七・〇度以上一六・三度未満のてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一六・三度を〇・一度下回るごとに六二円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一六・三度を超えるてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一六・三度を〇・一度上回るごとに六二円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

2　第二号に掲げる単価は糖度が一三・一度以上一四・三度以下のさとうきびについて適用し、糖度が五・五度以上一三・一度未満のさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一三・一度を〇・一度下回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一四・三度を超えるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一四・三度を〇・一度上回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

3　第三号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出されたでん粉含有率（以下単に「でん粉含有率」という。）が一九・五パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ（以下「でん粉原料用ばれいしょ」という。）について適用し、でん粉含有率が一九・五パーセント未満のでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあってはでん粉含有率が一九・五パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、でん粉含有率が一九・五パーセントを超えるでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあってはでん粉含有率が一九・五パーセントを〇・一パーセント上回るごとに六四円を同号に掲げる単価に加えた額とする。